

## 疑問 相談

## 国税通則法

## 登録免許税法31条2項に基づく請求に対する拒否通知

Q

当社は、他社から甲土地を買い受け、当該売買契約に基づく所有権移転登記の申請をし、登録免許税を納付しました。

登記が完了した後、甲土地の課税価格を過大に算定していたことが判明しましたので、登録免許税法第31条第2項の規定に基づいて、A地方法務局の登記官Bに対し、所轄税務署長に対する還付通知をすべき旨の請求をしましたが、登記官Bから、還付通知をすべき理由がない旨の通知処分を受けました。

当社は、この通知処分に納得がいきませんので、不服申立てをしたいと思いますが、A地方法務局の長に「再調査の請求」か「審査請求」をすればよいでしょうか？

A

本件の通知処分は、「国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分」(通法75①三)に該当しますので、国税不服審判所長に対する審査請求をすることになります。

## (1) 税務署長、国税局長又は税関長がした処分(通法75①一・⑤)

その処分をした税務署長、国税局長又は税関長に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」のいずれかを選択することができます。

なお、この「処分」のうち「税関長がした処分」には、内国消費税の課税、徴収に関する処分及び滞納処分がこれに該当します(財務省ホームページ「平成26年度税制改正の解説」1,121ページ)。一方、関税、とん税及び特別とん税に関する処分はこれに含まれません(審通(庁)75-1(注)1)。

また、国税局、税務署又は税関の職員がした処分については、それぞれその職員の所属する国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなします(通法75⑤)。

## 【解説】

## 1 不服申立手続等の概要

国税に関する法律に基づく処分に不服がある場合には、不服申立てをすることができます(通法75)。

不服申立ての種類には、「再調査の請求」と「審査請求」とがあり、処分の形態によって、「再調査の請求」と「審査請求」のいずれかを選択することができるものと、「審査請求」のみをすることができるものとがあります。

以下、処分の形態ごとに解説します。

(2) 国税庁長官がした処分（通法75①二⑤）

国税庁長官に対する「審査請求」のみをすることができます。

なお、この「処分」には、例えば、次の処分が該当します（審通(庁)75-4）。

- ① 納税地の指定（所法18①、法法18①）
- ② 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び承認の取消し（措法40①～③）
- ③ 航空機燃料税の納税地の特例承認の取消し（航令4②）
- ④ 特定の医療法人の法人税率の特例の承認申請に対する当該承認をしないことの決定及び承認の取消し（措法67の2①②）
- ⑤ 連結納税の承認の申請に対する却下並びに承認の取消し及び連結納税の取りやめの承認申請に対する却下（法法4の3②・4の5①⑤）

また、国税庁の職員がした処分については、国税庁長官がその処分をしたものとみなします（通法75⑤）。

(3) 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分（通法75①三）

国税不服審判所長に対する「審査請求」のみをすることができます。

なお、この「処分」には、例えば、登録免許税法第26条第1項（課税標準及び税額の認定）の規定による登記機関の課税標準及び税額の認定又は自動車重量税法第12条第1項（税額の認定）の規定による国土交通大臣等の税額の認定が

これに当たります（審通(審)75-4）。

(4) 税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたもの（通法75②一）

その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」のいずれかを選択することができます。

なお、この「処分」には、例えば、国税通則法第28条第2項後段（更正通知書の附記事項）、同条第3項後段（決定通知書の附記事項）又は同法第32条第5項（賦課決定通知書の附記事項等）の規定に基づく付記のある更正通知書、決定通知書又は賦課決定通知書によって通知された処分がこれに当たります。次の(5)の「処分」についても同じです（審通(庁)75-5）。

(5) 税務署長がした処分、その処分に係る事項に関する調査が国税庁の当該職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたもの（通法75②二）

国税庁長官に対する「審査請求」のみをすることができます。

2 本件への当てはめ

本件の通知処分が、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるかについて、判例（最一小判平成17年4月14日民集59巻3号491頁）は、「登録免許税法31条2項は、登記等を受けた者に対し、簡易迅速に還付を受けることができる手続を利用することができる地位を保障しているものと解するのが相当である。そして、同項に基づく還

付通知をすべき旨の請求に対してされた拒否通知は、登記機関が還付通知を行わず、還付手続を執らないことを明らかにするものであって、これにより、登記等を受けた者は、簡易迅速に還付を受けることができる手続を利用することができなくなる。そうすると、上記の拒否通知は、登記等を受けた者に対して上記の手続上の地位を否定する法的効果を有するものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたると解するのが相当である」と判示しています。

本件の通知処分は、上記 1(3)の「国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分」に該当し、国税不服審判所長に対する審査請求のみをすることができるものと考えられます。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。

《デロイト トーマツ税理士法人 税務係争解決チーム

パートナー 山川博樹 マネジャー 梅本淳久》

なお、上記判決は、過大に登録免許税を納付して登記等を受けた者は、登録免許税法第 31 条第 2 項所定の 1 年<sup>(注)</sup>の請求期間が経過しても、国税通則法第 56 条（還付）、74 条（還付金等の消滅時効）に基づき、5 年間は過誤納金の還付を請求することができる（旧登税 31 ⑥四）とも判示しています（ただし、1 名の裁判官の反対意見が付されています）。

(注) 平成 23 年 12 月改正により、5 年に延長されています。

#### 【参考文献】

- ・ 齊藤誠「判批」、中里実・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘編『租税判例百選（第 6 版）』178～179 頁（有斐閣、2016）